

地域中核研究大学等強化促進基金助成金（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）

取扱要領

令和5年5月19日規程第22号

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に係る地域中核研究大学等強化促進基金助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文科科学大臣決定、以下「交付要綱」という。）並びに地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針（令和5年4月14日文科科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、交付要綱第7条第八号の規定に基づき、振興会から交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。

2 この取扱要領において「採択大学」とは、法第2条第3項に規定する補助事業者等として、助成金の交付対象となる事業の採択を受け、その遂行に関してすべての責任を有する大学をいう。

3 この取扱要領において「連携大学」とは、法第2条第3項に規定する補助事業者等として、採択大学との組織的な連携を図りながら、助成金の交付対象となる事業を実施する国公立大学（大学共同利用機関を含む）であり、事業の取組内容に応じて分担金の配分を受ける大学等をいう。

4 この取扱要領において「補助事業者」とは、採択大学及び連携大学をいう。

5 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による助成金の他の用途への使用又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

6 この取扱要領において「不正受給」とは、補助事業者が、偽りその他不正の手段により助成金を受給することをいう。

7 この取扱要領において「不正行為」とは、助成金の交付対象となる事業において報告された内容に示されたデータ、情報、調査結果等の故意又は基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

8 この取扱要領において「電磁的方法」とは、振興会の使用に係る電子計算機と採択大学の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して通知又は提出する方法をいう。

（助成金の交付の対象）

第4条 この助成金の交付の対象となる事業は、地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学

であって、強みや特色ある研究拠点・社会実装拠点等を有する大学が、研究力の向上戦略に基づき実行する取組（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 補助事業の決定は、振興会が行う公募及び審査を経て行うものとする。
- 3 助成対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 4 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。
- 5 第1項の規定に関わらず、助成金の不正使用、不正受給又は助成金による補助事業に関する報告並びに研究活動における不正行為を行った者並びにそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、次の各号に定める期間、助成金を交付しない。
 - 一 助成金の不正使用を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間。ただし、補助事業以外の用途への助成金の不正な使用を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間。
 - 二 助成金の不正受給を行った者及びそれに共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間。
 - 三 助成金による研究活動における不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された論文等の内容について責任を負う著者として認定された研究者を含む。）が中心的な役割を果たす事業については、助成金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の期間。
- 6 第1項の規定に関わらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文科科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）に定める給付金の不正な使用及び受給を行った、又は当該給付金による研究活動における不正行為の認定をされたことにより、当該給付金を一定期間交付しないこととされた者が中心的な役割を果たす事業については、大臣決定に定める期間、助成金を交付しない。

（公募及び審査）

- 第5条 前条第2項の規定による公募に申請をしようとする者は、別に定める公募要領に基づき、補助事業に関する申請調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 前項の申請調書の提出期間については、振興会が公表する。
 - 3 振興会は、採択大学及び交付しようとする交付額（以下「交付予定額」という。）を定めるに当たっては、助成金の配分等に関する事項を審議する地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会に諮るものとする。
 - 4 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付予定額の通知）

- 第6条 振興会は、採択大学及び交付予定額を定め、その者に対し交付予定額を通知するものとする。

（交付申請）

- 第7条 振興会に対して助成金の交付を申請することができる者は、採択大学とする。
- 2 採択大学は、振興会の指示する時期までに、交付申請書を別に定める様式により振興会に提出しなければならない。
 - 3 採択大学は、前項に規定する助成金の交付の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

（交付の決定）

- 第 8 条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。
- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
 - 3 振興会は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 3 項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
 - 4 振興会は、助成金の交付の条件（以下「交付条件」という。）として、必要な事項について定めるものとする。
 - 5 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を採択大学に通知するものとする。
 - 6 助成金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の交付申請書が振興会に到達してから 30 日とする。

（申請の取下げ）

- 第 9 条 採択大学は、前条第 5 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（助成金の使用制限）

- 第 10 条 補助事業者は、交付条件において認められる場合を除き、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

（実施状況報告書）

- 第 11 条 採択大学は、最終年度を除く各年度終了後 2 ヶ月以内に、補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 振興会は、提出された実施状況報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の執行状況を監査し、各年度における補助事業者の支出が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を採択大学に通知するものとする。

(実績報告書)

第 12 条 採択大学は、補助事業を完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了後 2 ヶ月以内に実績報告書を別に定める様式により振興会に提出しなければならない。

2 採択大学は、前項に規定する実績報告書を提出するにあたり、助成金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 13 条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、採択大学に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く各年度に実施された部分の確認においては、第 11 条第 2 項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

2 振興会は、助成金の交付の申請時において助成金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、助成金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、そのときにおいて当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 振興会は、前条第 1 項の規定により採択大学に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を採択大学に命ずるものとする。

2 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 15 条 採択大学は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第 2 項の規定は、前項に基づく助成金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 振興会は、補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 2 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本取扱要領、交付条件、助成金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領若しくは交付条件等に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 三 補助事業者が、補助事業において、助成金の不正使用又は不正受給をした場合
- 四 補助事業者が、補助事業に関する報告及び研究活動において不正行為をした場合

五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項第一号から第四号の規定は、補助事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 振興会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 振興会は、第1項第一号から第四号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第14条第2項の規定は、第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(電磁的方法による通知)

第17条 振興会は、助成金に係る通知を、電磁的方法をもって行うことができる。

- 2 前項の通知について、振興会は採択大学の使用に係る電子計算機によって当該通知を閲覧することが可能になったことをもって、到達したものとみなす。

(電磁的方法による提出)

第18条 採択大学は、法、令、交付要綱、本取扱要領又は交付条件の規定に基づく申請、届出、報告その他振興会に提出するものについては、法第26条の3第1項の規定に基づき電磁的方法により提出することができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に振興会に到達したものとみなす。

(帳簿関係書類等の整理)

第19条 補助事業者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後5年間保管(電磁的記録による保存も可能とする。)しておかなければならない。

(経理の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第21条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(報告の公表)

第22条 振興会は、実施状況報告書、実績報告書及び第20条並びに前条の報告書の全部又は一部を公表することができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則（令和5年規程第22号）

この規程は、令和5年5月19日から施行する。